（配偶者を有するに至つたときの届出）

第四十七条の三　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の届書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三　（略）

第五十条の二　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。この場合において、同項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載するときは、併せて、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一～七　（略）

3　（略）

（所在不明の届出等）

第五十六条の二　（略）

2　前項の届書には、受給権者の基礎年金番号通知書その他の当該受給権者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3～6　（略）

（裁定の請求）

第六十条　（略）

2　（略）

3　第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

一の二　第一項の規定により同項の請求書に請求者の基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　被保険者又は被保険者であつた者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二の二～十四　（略）

4～7　（略）

（胎児の出生による裁定の請求の特例）

第六十条の二　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の基礎年金番号を記載する者にあつては、当該被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の基礎年金番号通知書その他の当該妻又は子の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二～三　（略）

3　（略）

（支給停止解除の申請）

第六十一条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

（配偶者を有するに至つたときの届出）

第四十七条の三　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の届書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三　（略）

第五十条の二　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。この場合において、同項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載するときは、併せて、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一～七　（略）

3　（略）

（所在不明の届出等）

第五十六条の二　（略）

2　前項の届書には、受給権者の年金手帳その他の当該受給権者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3～6　（略）

（裁定の請求）

第六十条　（略）

2　（略）

3　第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

一の二　第一項の規定により同項の請求書に請求者の基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　被保険者又は被保険者であつた者の年金手帳（年金手帳を添えることができないときは、その事由書）

二の二～十四　（略）

4～7　（略）

（胎児の出生による裁定の請求の特例）

第六十条の二　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の基礎年金番号を記載する者にあつては、当該被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の年金手帳その他の当該妻又は子の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二～三　（略）

3　（略）

（支給停止解除の申請）

第六十一条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）